

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
（劇物）	（劇物）	（劇物）
第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。	第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。	第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。
一～四の三 （略）	一～四の三 （略）	一～四の三 （略）
四の四 L一二一アミノ一四一「（ヒドロキシ）（メチル）ホスファノイル」ブチリル一L一アラニル一L一アラニン、その塩類及びこれらの中のいずれかを含有する製剤。ただし、L一二一アミノ一四一「（ヒドロキシ）（メチル）ホスファノイル」ブチリル一L一アラニル一L一アラニンとして一九%以下を含有するものを除く。	四の四 L一二一アミノ一四一「（ヒドロキシ）（メチル）ホスファノイル」ブチリル一L一アラニル一L一アラニン、その塩類及びこれらの中のいずれかを含有する製剤。ただし、L一二一アミノ一四一「（ヒドロキシ）（メチル）ホスファノイル」ブチリル一L一アラニル一L一アラニンとして一九%以下を含有するものを除く。	四の四 L一二一アミノ一四一「（ヒドロキシ）（メチル）ホスファノイル」ブチリル一L一アラニル一L一アラニン、その塩類及びこれらの中のいずれかを含有する製剤。ただし、L一二一アミノ一四一「（ヒドロキシ）（メチル）ホスファノイル」ブチリル一L一アラニル一L一アラニンとして一九%以下を含有するものを除く。
四の五 三一アミノメチル一三・五・五一トリメチルシクロヘキシリ	四の五 三一アミノメチル一三・五・五一トリメチルシクロヘキシリ	四の五 三一アミノメチル一三・五・五一トリメチルシクロヘキシリ
アミン（別名イソホロンジアミン）及びこれを含有する製剤	アミン（別名イソホロンジアミン）及びこれを含有する製剤	アミン（別名イソホロンジアミン）及びこれを含有する製剤
四の六 三一（アミノメチル）ベンジルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、三一（アミノメチル）ベンジルアミン八%以下を含有するものを除く。	四の五 三一（アミノメチル）ベンジルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、三一（アミノメチル）ベンジルアミン八%以下を含有するものを除く。	四の五 三一（アミノメチル）ベンジルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、三一（アミノメチル）ベンジルアミン八%以下を含有するものを除く。
五～十八 （略）	五～十八 （略）	五～十八 （略）
十八の二（一R・二S・三R・四S）一七一オキサビシクロ「二・二・一」ヘプタン一二・三一ジカルボン酸（別名エンドタール）、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、（一R・二S・三R・四S）一七一オキサビシクロ「二・一・一」ヘプタン	十八の二（一R・二S・三R・四S）一七一オキサビシクロ「二・二・一」ヘプタン一二・三一ジカルボン酸（別名エンドタール）、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、（一R・二S・三R・四S）一七一オキサビシクロ「二・一・一」ヘプタン	十八の二（一R・二S・三R・四S）一七一オキサビシクロ「二・二・一」ヘプタン一二・三一ジカルボン酸（別名エンドタール）、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、（一R・二S・三R・四S）一七一オキサビシクロ「二・一・一」ヘプタン

一二・三-ジカルボン酸として一・五%以下を含有するものを除く。

十八の三 オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤

十八の四 一・二・四・五・六・七・八・八-オクタクロロ-二・三
・三a・四・七・七a-ヘキサヒドロ-四・七-メタノ-一H-イ
ンデン、一・二・三・四・五・六・七・八・八-ノナクロロ-二・
三・三a・四・七・七a-ヘキサヒドロ-四・七-メタノ-一H-
インデン、四・五・六・七・八・八-ヘキサクロロ-三a・四・
・七a-テトラヒドロ-四・七-メタノインデン、一・四・五・六
・七・八・八-ヘプタクロロ-三a・四・七・七a-テトラヒドロ
-四・七-メタノ-一H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合
物（別名クロルデン）並びにこれを含有する製剤。ただし、一・二
・四・五・六・七・八・八-オクタクロロ-二・三・三a・四・七
・七a-ヘキサヒドロ-四・七-メタノ-一H-インデン、一・二
・四・五・六・七・八・八-オクタクロロ-二・三・三a・四・七
・七a-ヘキサヒドロ-四・七-メタノ-一H-インデン、一・二
・三・四・五・六・七・八・八-ノナクロロ-二・三・三a・四・
七・七a-ヘキサヒドロ-四・七-メタノ-一H-インデン、四・
五・六・七・八・八-ヘキサクロロ-三a・四・七・七a-テトラ
ヒドロ-四・七-メタノインデン、一・四・五・六・七・八・八-
ヘプタクロロ-三a・四・七・七a-テトラヒドロ-四・七-メタ
ノ-一H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物六%以下を含
有するものを除く。

十九～三十一の二 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲
げるものを除く。

一二・三-ジカルボン酸として一・五%以下を含有するものを除く

十八の三

一・二・四・五・六・七・八・八-オクタクロロ-二・三
・三a・四・七・七a-ヘキサヒドロ-四・七-メタノ-一H-イ
ンデン、一・二・三・四・五・六・七・八・八-ノナクロロ-二・
三・三a・四・七・七a-ヘキサヒドロ-四・七-メタノ-一H-
インデン、四・五・六・七・八・八-ヘキサクロロ-三a・四・
・七a-テトラヒドロ-四・七-メタノインデン、一・四・五・六
・七・八・八-ヘプタクロロ-三a・四・七・七a-テトラヒドロ
-四・七-メタノ-一H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合
物（別名クロルデン）並びにこれを含有する製剤。ただし、一・二
・四・五・六・七・八・八-オクタクロロ-二・三・三a・四・七
・七a-ヘキサヒドロ-四・七-メタノ-一H-インデン、一・二
・三・四・五・六・七・八・八-ノナクロロ-二・三・三a・四・
七・七a-ヘキサヒドロ-四・七-メタノ-一H-インデン、四・
五・六・七・八・八-ヘキサクロロ-三a・四・七・七a-テトラ
ヒドロ-四・七-メタノインデン、一・四・五・六・七・八・八-
ヘプタクロロ-三a・四・七・七a-テトラヒドロ-四・七-メタ
ノ-一H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物六%以下を含
有するものを除く。

十九～三十一の二 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲
げるものを除く。

(1)	四一「六一（アクリロイルオキシ）ヘキシリオキシ」—四一シ アノビフェニル及びこれを含有する製剤
(2)	「二一アセトキシ（四一ジエチルアミノ）ベンジリデン」マ ロノニトリル及びこれを含有する製剤
(3)	アセトニトリル四〇%以下を含有する製剤
(4)	五一アミノ一一（二・六一ジクロロ一四一トリフルオロメチ ルフェニル）—四一エチルスルフイニル—H—ピラゾール—三 一カルボニトリル（別名エチプロール）及びこれを含有する製剤
(5)	（略）
(39)	（略）
(40)	N—（一ーシアノ一一・二一ジメチルプロピル）—二一（二・ 四一ジクロロフェノキシ）プロピオニアミド及びこれを含有する 製剤
(41)	N—〔(RS) —シアノ（チオフェン一一イル）メチル〕— 四一エチル一二一（エチルアミノ）一一・三一チアゾール—五一 カルボキサミド（別名エタボキサム）及びこれを含有する製剤
(42)	四一シアノ一四一ビフェニリル＝トランス－四一エチル一一 シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
(43)	（略）
(71)	（略）
(72)	四一シアノ一三一フルオロフェニル＝四一ヘプチルベンゾア ト及びこれを含有する製剤
(73)	四一シアノ一三一フルオロフェニル＝四一（(三E) —ペンタ 一三一エン一一イル）ベンゾアート及びこれを含有する製剤
(74)	四一シアノ一三一フルオロフェニル＝四一（ペンチルオキシメ チル）ベンゾアート及びこれを含有する製剤

(1)	二一アテトキシ（四一ジエチルアミノ）ベンジリデン」マ ロノニトリル及びこれを含有する製剤
(2)	五一アミノ一一（二・六一ジクロロ一四一トリフルオロメチ ルフェニル）—四一エチルスルフイニル—H—ピラゾール—三 一カルボニトリル（別名エチプロール）及びこれを含有する製剤
(3)	（略）
(37)	（略）
(38)	N—（一ーシアノ一一・二一ジメチルプロピル）—二一（二・ 四一ジクロロフェノキシ）プロピオニアミド及びこれを含有する 製剤
(39)	四一シアノ一四一ビフェニリル＝トランス－四一エチル一一 シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
(40)	（略）
(68)	（略）
(69)	四一シアノ一三一フルオロフェニル＝四一ヘプチルベンゾア ト及びこれを含有する製剤
(70)	四一シアノ一三一フルオロフェニル＝四一（ペンチルオキシメ チル）ベンゾアート及びこれを含有する製剤

(77) (75)	・ (76) (略)
二・二・ジクロロビニル) - 二・二・ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・五%以下を含有する製剤	
(78)	二・シアノ-N-メチル-二-「三-（二・四・六-トリオキソテトラヒドロピリミジン-五（二H）-イリデン）-二-三-ジヒドロ-「H-イソインドール-「-イリデン」アセトアミド（別名ピグメントイエロー-八五）及びこれを含有する製剤
(79)	N-シアノメチル-四-（トリフルオロメチル）ニコチンアミド（別名フロニカミド）及びこれを含有する製剤
(80)	（略）
(81)	（略）
(82)	（略）
(83)	（略）
(84)	（略）
(85)	（略）
(86)	（略）
(87)	（略）
(88)	（略）
(89)	（略）
(90)	（略）
(91)	（略）
(92)	（略）
(93)	（略）
(94)	（略）
(95)	（略）
(96)	（略）
(97)	（略）
(98)	（略）
(99)	（略）
(100)	（略）
(101)	（略）
(102)	（略）
(103)	（略）
(104)	（略）
(105)	（略）
(106)	（略）
(107)	（略）
(108)	（略）
(109)	（略）
(110)	（略）
(111)	（略）
(112)	（略）
(113)	（略）
(114)	（略）
(115)	（略）
(116)	（略）
(117)	（略）
(118)	（略）
(119)	（略）
(120)	（略）
(121)	（略）
(122)	（略）
(123)	（略）
(124)	（略）
(125)	（略）
(126)	（略）
(127)	（略）
(128)	（略）
(129)	（略）
(130)	（略）
(131)	（略）
(132)	（略）
(133)	（略）
(134)	（略）

(73) (71)	・ (72) (略)
二・二・ジクロロビニル) - 二・二・ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・五%以下を含有する製剤	
(112) (75)	N-シアノメチル-四-（トリフルオロメチル）ニコチンアミド（別名フロニカミド）及びこれを含有する製剤
(113)	（略）
(114)	（略）
(115)	（略）
(116)	（略）
(117)	（略）
(118)	（略）
(119)	（略）
(120)	（略）
(121)	（略）
(122)	（略）
(123)	（略）
(124)	（略）
(125)	（略）
(126)	（略）
(127)	（略）
(128)	（略）
(129)	（略）
(130)	（略）
(131)	（略）
(132)	（略）
(133)	（略）
(134)	（略）

「ヘキシル」エチル」シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを
含有する製剤

(135) |
四一 「トランスー四一 (トランスー四一プロピルシクロヘキシ
ル) シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(136) |
(163) |
(略)

三十三〇四十一 (略)

四十一の二 二・四一ジクロロ- α ・ α ・ α -トリフルオロ-四一ニ
トロメタトルエンスルホンアニリド (別名フルスルファミド) 及び
これを含有する製剤。ただし、二・四一ジクロロ- α ・ α ・ α -ト
リフルオロ-四一ニトロメタトルエンスルホンアニリド○・三%以
下を含有するものを除く。

四十一の三 一・三一ジクロロプロパン及びこれを含有する製剤

四十二 二・三一ジ- (ジエチルジチオホスホロ) -パラジオキサン
を含有する製剤

四十三〇百九 (略)

(128) |
四一 「トランスー四一 (トランスー四一プロピルシクロヘキシ
ル) シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(129) |
(156) |
(略)

三十三〇四十一 (略)

四十一の二 二・四一ジクロロ- α ・ α ・ α -トリフルオロ-四一ニ
トロメタトルエンスルホンアニリド (別名フルスルファミド) 及び
これを含有する製剤。ただし、二・四一ジクロロ- α ・ α ・ α -ト
リフルオロ-四一ニトロメタトルエンスルホンアニリド○・三%以
下を含有するものを除く。

四十二 二・三一ジ- (ジエチルジチオホスホロ) -パラジオキサン
を含有する製剤

四十三〇百九 (略)

2